

郡山市職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第13号

郡山市職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

郡山市職員の特地勤務手当の支給に関する規則（昭和53年郡山市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第14条の3第2項の規定により特地勤務手当を支給される職員)</p> <p>第5条 条例第14条の3第2項の規定により特地勤務手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署に在籍することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員（次号に規定する法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた職員を除く。）となり、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(4) <u>新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(5) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第14条の3第2項に規定する新たに特</u></p>	<p>(条例第14条の3第2項の規定により特地勤務手当を支給される職員)</p> <p>第5条 条例第14条の3第2項の規定により特地勤務手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、かつ、当該採用の日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第14条の3第2項に規定する新たに特</u></p>

地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として市長が認めるもの

2 前項の職員に支給する特地勤務手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署に異動したものとした場合に前2条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該異動の日前に特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該公署に在勤することとなった日前に特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する職員 当該職員の指定日に在籍する公署が、当該採用の日前に特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第5号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第6号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条の規定又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(7) 前項第7号に規定する職員 市長が別に定める期間及び額

に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として市長が認めるもの

2 前項の職員に支給する特地勤務手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該異動の日前に特地公署に該当していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前2条の規定又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する職員 市長が別に定める期間及び額

別表（第2条関係）

特地公署
郡山市中野保育所 郡山市湖南行政センター 郡山市湖南行政センター月形連絡所 郡山市立湖南小中学校 郡山市立湖南公民館

別表（第2条関係）

特地公署
郡山市中野保育所 郡山市湖南行政センター 郡山市立湖南小中学校

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則（別表の改正規定を除く。）による改正後の郡山市職員の特地勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。